

# 【福島県】 主な参入支援策(令和4年2月現在)

## ○融資制度

### ■農業近代化資金

県が融資機関に利子補給することにより経営改善に必要な施設資金等を長期かつ低利で融資します。

#### 【貸付対象者】

5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人(経営開始後決算を2期終えていないものに限る。)で、「経営改善資金計画」について市町村の「特別融資制度推進会議」での認定を受けたもの。

#### 【資金使途】施設・機械の取得等

【借入限度額】(農業参入法人)1億5千万円

【償還期限】資金使途に応じ7~15年以内

(うち据置期間0~7年以内)

【借入金利】0.3%(令和3年12月20日現在※)

※金融情勢により変動

【融資率】事業費の80%以内

### ■経営体育成強化資金(日本政策金融公庫)

【貸付対象者】同上

※農業近代化資金では対応が困難な場合に限りです。

## ○農業保険(福島県農業共済組合)

### ■農業共済制度

農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する制度です。

農作物共済(水稲・麦)、果樹共済(りんご、ぶどう、なし、もも、かき)、園芸施設共済などがあります。

### ■収入保険制度

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する制度です。

加入申請時に青色申告(農業所得)の実績が1年分あれば加入できます。

※一部を除き、収入保険制度と農業共済制度やナラシ対策などの類似制度は同時利用できません。

## ○遊休農地の再生を支援する事業

### ■遊休農地等再生対策支援事業(県単)

市町村が策定した遊休農地等再生計画に基づいて、遊休農地を再生する取組を支援します。

・再生経費等の支援

(補助率:定率1/2以内(上限100万円未満))

その他に、基盤整備と一体的に遊休農地の解消を図る国や市町村の補助事業もあります。



## ○農商工連携、6次産業化を支援する事業

農業者と商工業者の連携(農商工連携)や、生産から加工販売までの一貫した取り組み(6次産業化)を支援します。

### 【補助金】

- ・ふくしま産業応援ファンド事業((公財)福島県産業振興センター)
- ・地域産業6次化ステップアップ強化事業(福島県農産物流通課)

### 【融資】

- ・農業改良資金(日本政策金融公庫)

## ○園芸品目の導入を支援する事業

### ■産地生産力強化総合対策事業

新規園芸品目の導入支援、省力化のための機械導入支援、高品質安定生産を行うための施設及び装置の導入を支援します。

### ■風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

果樹、野菜において作付実証や加工品試作、求評会等の開催、各種分析に係る経費やパイプハウス等の資材購入及び機械のリース導入、県育成品種の導入に係る経費を支援します。

## ○被災地域農業復興総合支援事業(福島再生加速化交付金)

■原子力災害により被災した地域において、意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を図るため、被災農業者等(農業参入企業も対象)への貸与を目的に市町村が行う農業用施設の整備や農業用機械の導入を総合的に支援します。

- ・補助対象額の3/4以内を市町村へ助成します。

## ○福島県高付加価値産地展開支援事業

■原子力被災12市町村の営農再開を加速させるため、農産物生産と流通・加工等が一体となった高付加価値産地の創出に必要な取組を支援します。

### ①整備事業

高付加価値産地の拠点となる施設の整備

### ②推進事業

高付加価値産地に必要な農業用機械(リース)や生産資材の導入等

- ・補助率 国3/4以内 県9/40、又は定額

## ○福島復興再生特別措置法及び東日本大震災復興特別区域法に係る課税の特例

■福島復興再生特別措置法及び東日本大震災復興特別区域法に基づき、対象となる事業者は次の課税の特例を受けることができます。

なお、事業を行う地域等により控除割合等が異なります。

- ・避難対象雇用者(被災雇用者)を雇用した場合、給与支給額の一定の割合を税額控除
- ・機械・装置、建物等の投資に係る特別償却または税額控除
- ・復興推進計画(ふくしま産業復興投資促進特区)の復興産業集積区域内で新規立地新設企業の法人税を最大5年間免除

【※上記よりいずれか1つを選択】

- ・地方税の課税免除または不均一課税による措置